

(5) 成績の評価

a 成績評価、単位認定の基準・方法

(試験、成績評価)

試験及び成績評価に関しては、学則第22条において規定しており、その概要は以下のとおりであるが、成績評価の基準点については、その一部を平成9年度から変更している。

試験の方法、成績評価の基準等の見直し・変更とは別に、今後は、授業担当者個々の授業方法等の改善（授業評価の採用等）とそれを前提とした評価の厳正化とを一体的に捉え、授業内容の質的向上にむけた大学全体の取り組みが望まれる。

① 履修した授業科目の成績評価は、原則として試験（筆記試験・論文・レポート・口述試験・実技試験・その他）により行う。

② 成績は、100点満点のうち、60点以上を合格とする。

③ 成績証明書及び学生への成績通知は、優・良・可・不可の評価により表示する。

なお、放送大学との単位互換科目の成績評価は、放送大学の評価をそのまま本学の評価とみなして表示する。

④ 病気その他止むを得ない理由により試験を受けられなかった者は追試験、不合格の者はその授業科目について再試験を受けることができる。

なお、試験及び成績評価に関しては、学則に定める他に、「東京情報大学試験実施内規」（別紙参照）を規定し、その詳細を定めている。

(単位の認定)

他の大学または短期大学における既修得単位の認定等に関しては、学則第15条、第15条の2、第15条の3及び第31条において規定しており、その概要は以下のとおりである。

特に、編入学生に対する単位の認定については、当該学生の受入れを促進したい観点から、平成10年度の受入れから、既修得単位の一括認定方式を採用した。

なお、今後は、このような既修得単位の認定を受けた学生に対するその後の教育指導の有り方について、あるいは、本学カリキュラムがこのような学生を受け入れるに十分な対応がとれる内容かどうか等について、あらためて検討する必要がある。

① 他大学等との協定に基づき行う既修得単位の認定については、協定書にその内容を明記し、原則それに従った方法により認定を行うが、認定単位の上限を30単位までとする。（放送大学との単位互換協定、千葉県私立大学（短期大学を含む）間の単位互換に関する包括協定）

② 大学以外の教育施設等における既修得単位の認定については、教育指導上有益と認めた場合に、本学における授業科目の履修とみなして振替認定を行うが、その際の認定単位の上限を上記①と合わせて30単位までとする。（実績なし）

③ 本学に入学する前に他の大学等において修得した単位については、教育指導上有益と認めた場合に、本学における授業科目の履修とみなして振替認定を行うが、その際の認定単位についても、上記①及び②と合わせて30単位までとする。

④ 本学の3年次に編入した学生の既修得単位については、別に定める「編入学に関する運用内規」に従って以下のとおり認定する。

ア 単位の認定は、出身大学等で取得した単位数に対して一括して行うことを原則とし、その上限単位数を62単位とする。

イ 一括認定する単位は、原則として本学卒業要件上の選択科目とする。

ウ 上記ア及びイにかかわらず、同系列の学科等から編入する者に対しては、編入学後の教育指導上必要と認める場合に限って、必修科目及び選択必修科目に対する個別の振替認定を行うことができるものとし、その場合の認定単位数の上限を、一括して認定する単位を含めて74単位とする。

エ 認定した科目の成績は全て合格と同等の取り扱いとなり、成績原簿には「認定」の評語を用いることとする。

(参考：東京情報大学試験実施内規)

(目 的)

第1条 この内規は、東京情報大学学則第22条に基づき試験に関し必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、平常試験、追試験、再試験とし、その他必要に応じて臨時試験を行う。

(試験時間)

第3条 試験時間は、原則として60分間とする。

2 授業科目によっては、前項の試験時間を変更して行うことがある。

(学生証の携帯)

第4条 試験を受験する者は、必ず学生証を携帯しなければならない。したがって、学生証を携帯しない者は受験できない。

2 試験当日、学生証を忘れた場合は、仮学生証を学生証として代替することができる。

3 仮学生証は、当該発行日のみ有効とする。

(試験場・遅刻・退場)

第5条 受験者は、試験時間割表に従い、所定の試験場で受験しなければならない。

2 試験場への入場は、試験開始後15分まで許可する。

3 試験場からの退場は、試験開始後30分を経過しなければ認めない。

(退場命令)

第6条 試験場において、監督者の指示に従わない者については、監督者は退場を命じることができる。

(受験資格)

第7条 次の各号に該当する者は、試験を受験する資格を有しない。

(1) 学費未納者(学費延納の許可者を除く)

(2) 休学中の者

(3) 履修登録をしていない者(履修登録不備により登録が無効となったものを含む)

(4) 各授業担当者が不適当と認めた者

(5) 追試験、再試験、臨時試験については、その手続きを行わなかった者

(定期試験)

第8条 定期試験は、学事暦に示された学期末または学年末の試験期間中に実施する。

(試験の日時・方法)

第9条 定期試験の日程等は、試験開始日のおおむね1週間前に発表する。

(平常試験)

第10条 平常試験は、各授業担当者が、定期試験期間以外の平常の授業時間中に実施する。

(試験の日時・方法)

第11条 平常試験の実施に関しては、当該授業担当者の定めるところによる。

(追試験)

第12条 止むを得ない事由によって追試験を受験しようとする者は、指定された期間中に欠席の事由を証明する公的書類および受験料を添えて「追試験願」を提出しなければならない。

(受験資格および添付証明書)

第13条 追試験に該当する欠席事由および受験料は以下のとおりとする。

類 別	添 付 証 明 書	受験料
病気	医師の診断書	2,000 円
忌引（3親等まで）	死亡に関する公的証明書	無 料
災害（水害・火災）	官公庁による被災証明書	無 料
交通機関の事故・遅延	交通機関発行の遅延証明書等	無 料
就職のための試験	官公庁・企業発行の受験票等	無 料
その他	追試験受験資格審査による	2,000 円

2 前項の受験料は、1科目あたりの金額とする。

3 追試験受験資格審査は、教務委員、当該授業担当者および教務課長の協議による。

(受験科目の制限)

第14条 追試験の受験科目は、年間を通じて8科目を上限とする。

(試験の日時・方法)

第15条 追試験の日時・方法等は、試験開始日のおおむね3日前に発表する。

(再試験)

第16条 卒業年次生に対して、卒業資格取得のための再試験を行うことがある。

(受験資格)

第17条 再試験は、次の各号の要件をすべて満たしている者に限り受験することができる。

- (1) 学則第14条に規定する卒業最低取得単位数を2科目以内に満たすことができること
- (2) 当該年度の履修登録科目に対する評価が「不可」（欠席による不可を除く）であること
- (3) 指定期間内に所定の申請手を完了していること

2 1科目あたりの受験料は、2,000円とする。

(受験科目の制限)

第18条 前条の受験資格を備えた者が受験できる科目は、講義科目を原則とし、演習・実技科目はその対象から除く。

なお、受験対象外の科目は事前に発表する。

(試験の日時・方法)

第19条 再試験の日時・方法等は、試験開始日のおおむね3日前に発表する。

(臨時試験)

第20条 定期試験、追試験、再試験のほか教授会が必要と認めた場合に臨時試験を行うことがある。

(不正行為による処分)

第21条 試験中に不正行為を行った者に対しては、退場を命ずる。さらに、当該試験期間中の受験資格を一切与えず、既に受験した科目についても全て無効とする。また、学則により処分することがある。

(成績の評価)

第22条 各授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

附 則

この内規は、平成元年1月24日から施行する。

改正 平成3年7月16日 平成6年4月1日 平成7年5月1日 平成9年4月1日

b 特待生制度

経営情報学部の学生で、人物・学業成績ともに優秀な者を特待生として採用し、当該年度の授業料の半額を減免している。

特待生の選考は、1年次生については、運営委員会において入学試験の成績等を総合的に判

定し、2年次生以上については、特待生委員会において前年度の修得単位等学業成績及び人物を総合的に判定している。

特待生の採用数は、各学年ごとに入学定員の4%以内とし、1年次生の特待生の採用については、入学試験合格者で特待生に採用された者が入学を辞退しても欠員の補充は行っていない。

また、平成8年度の情報文化学科開設を機に、留学生の採用枠（留学生定員の20%以内）を設けた。

なお、開学以来の特待生の採用数は、以下のとおりである。

(単位：人)

年度	経営学科					情報学科					情報文化学科					合計
	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	計	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	計	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	計	
昭和63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成元年	0	8(2)	—	—	8(2)	0	3(0)	—	—	3(0)	—	—	—	—	—	11(2)
平成2年	1(0)	8(4)	6(2)	—	15(6)	1(0)	6(3)	3(0)	—	10(3)	—	—	—	—	—	25(9)
平成3年	2(1)	7(3)	5(4)	8(3)	22(11)	0	6(0)	4(3)	4(0)	14(3)	—	—	—	—	—	36(1)
平成4年	0	10(6)	7(3)	6(5)	23(14)	0	10(4)	6(1)	4(3)	20(8)	—	—	—	—	—	43(22)
平成5年	0	12(7)	12(6)	8(3)	32(16)	0	5(0)	10(5)	6(2)	21(7)	—	—	—	—	—	53(23)
平成6年	0	12(5)	9(1)	11(7)	32(13)	0	10(3)	9(2)	10(4)	29(9)	—	—	—	—	—	61(22)
平成7年	3(1)	12(5)	12(5)	12(1)	39(12)	1(1)	10(2)	10(5)	8(2)	29(10)	—	—	—	—	—	68(22)
平成8年	2(0)	9(2)	15(8)	12(4)	38(14)	1(1)	11(4)	7(1)	10(4)	29(10)	3(1)	—	—	—	3(1)	70(25)
平成9年	2(0)	9(3)	11(2)	12(7)	34(12)	2(0)	7(4)	6(4)	10(3)	25(11)	4(2)	8(5)	—	—	12(7)	71(30)
平成10	2(0)	8(5)	7(3)	10(1)	27(9)	2(1)	5(0)	6(2)	8(4)	21(7)	3(1)	3(2)	7(5)	—	13(8)	61(24)

(注) 1 経営情報学部（経営学科及び情報学科）の開設は昭和63年度。（完成年度：平成3年度）

2 情報文化学科の開設は平成8年度。（完成年度：平成11年度）

3 () 内は女子の人数で内数。

4 特待生の採用は平成元年度から実施。

c 表彰制度

学則第37条において、「学生で学術、技術その他において特に卓越した業績をあげた者があるときは、これを表彰する。」と規定し、該当がある場合は卒業式においてこれを表彰することになっている。

現在は、在学中の学業において極めて優秀な成績を修めた者に対して、「学業成績優秀賞」を授与している。

なお、今後は、スポーツ活動やボランティア活動等において卓越した業績をあげた者に対する表彰制度の新設が望まれる。

(参考：東京情報大学学業成績優秀賞に関する内規)

1. 目的

この内規は、学則第37条に基づき、学業成績優秀者の表彰に関して必要な事項を定める。

2. 名称

表彰の名称を「学業成績優秀賞」と称する。

3. 対象者

在学中の学業において極めて優秀な成績を修めた者。

4. 時期

表彰は、当該学生の卒業式にこれを行う。

5. 表 彰

該当者には、表彰状および記念品を授与する。

6. 人 数

学業成績優秀賞の人数は各学科2名以内とする。

7. 選 考

受賞者の選考は、各学科からの推薦に基づき、教授会において決定する。

8. 選考基準

選考の基準は、各学科ごとにこれを定め、予め教授会において承認を得るものとする。

9. 事 務

表彰に関する事務は、教務課が担当する。

附 則 この内規は、平成4年2月1日から施行する。